

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | プロパンガスの供給単価契約(美濃加茂管理所) |
| 2 施 行 場 所 | 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
独立行政法人水資源機構 美濃加茂管理所 |
| 3 工 期 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 8 年 3 月 13 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書 | 令 和 8 年 3 月 4 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 8 年 3 月 6 日 までにHPに掲載します。 |
| 6) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令 和 8 年 3 月 13 日 16:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 4 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

見積書

(件名) プロパンガスの供給単価契約 (美濃加茂管理所)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(単位：円)

品名	数量	単位	単価	金額	備考
プロパンガス	50	m ³			税抜き
機器利用料	24	月			税抜き
			合計		

※機器利用料：機器利用料等が毎月発生する場合は、記載のこと。
2箇所×12か月分。

(案)
単 価 契 約 書

- 1 件 名 プロパンガスの供給単価契約（美濃加茂管理所）
- 2 単 価 ガス料金 円／m³（税別）
機器利用料等 円／月（税別）
- 3 納入場所 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
美濃加茂管理所
- 4 契約期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、プロパンガスの供給に関し、次のとおり単価契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

受注者

(総則)

第1条 受注者は、プロパンガス燃料を発注者の指定する場所に供給するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利もしくは義務を、発注者の承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(請求及び支払)

第3条 受注者は、書面により請求書を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者が発行する請求書を受領したときは、速やかに受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第4条 発注者及び受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1ヶ月前に相手に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、相手方に通知をして本契約を解約することができる。

- 一 受注者が理由なく燃料の供給に応じないとき、燃料の供給を著しく遅滞させたとき
- 二 受注者が正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき
- 三 受注者が発注者の承認を受けずに、契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき

(賠償責任)

第5条 受注者は、作業の実施及びその結果の不完全により、発注者及び第三者に損害を与えた時はその直接的被害に対して、責任を負うものとする。ただし、不可抗力等の受注者の責めに帰すことの出来ない特別の事由による時は、この限りではない。

(その他)

第6条 本契約に定めのない事項、又はこの契約の履行に関し疑義を生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月3日に交付された(件名:プロパンガスの供給単価契約(美濃加茂管理所))の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。